

特別支援教育就学奨励費制度について

津山市では、障害があり市内の特別支援学級などに就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額の程度に応じ、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する制度を実施しております。

従来は特別支援学級のみ連絡をしていましたが、平成25年に国の制度改正により対象者が拡大されていることがわかりましたので、改めて広く周知を図るためにお知らせをします。

対象者

- ① 特別支援学級に就学している児童生徒
- *② 通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒(障害の程度の詳細は裏面をご覧ください。)
- *③ 通級指導教室に通級している児童生徒(②に該当する以外のもの。交通費のみ支給します。)

対象となる経費

保護者の経済的負担能力により、支給区分がⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つに分けられ、経費によって支給割合が異なります。Ⅰ・Ⅱについては次の経費が支給されますが、Ⅲについては、次の経費のうち交流及び共同学習交通費、職場実習交通費のみの支給となります。

※ 支給割合は変更となる場合もあります。

- ◇ 学 校 給 食 費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の4割程度、Ⅲは支給なし)
- ◇ 交流及び共同学習交通費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし)
- ◇ 職場実習交通費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし)
- ◇ 修 学 旅 行 費 (Ⅰ・Ⅱは補助対象費の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし)
- ◇ 校 外 活 動 費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし)
- ◇ 学用品購入費 (Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし) ※1

ノート、筆記用具(鉛筆・消しゴムなど)、文房具用品(はさみ・のり・定規・絵の具など)、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、体操服、実験・実習用の材料、作業衣等、通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等) ※座布団・靴下・肌着・自転車・学習机・眼鏡・鉛筆削り器等対象外有り※
- ◇ 新入学児童・生徒学用品費等 (Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし) ※2

ランドセル、カバン、通学用服、通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等) 但し、小学1年生と中学1年生が支給対象です。 ※座布団・靴下・肌着・自転車・学習机・眼鏡・鉛筆削り器等対象外有り※

※1、※2について、令和5年度からレシート等不要定額支給に変更となりました。令和4年度までは購入等の実態に基づき支給されるため、領収書またはレシート等を等で確認したうえでの支給でした。経費の使途は、従来通りですので、目的外の使用が無いよう十分ご留意下さい。

- *◇ 通学に要する交通費 (公共交通機関の利用に係る交通費〔通学定期代〕に限る。Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2)

支給されない場合

次に該当する場合はすべて支給されません。

- (1) 特別支援学級に就学している児童生徒の保護者が、世帯の収入額などを考えて、就学奨励費の支給を辞退された場合(辞退届を提出してください)。
- (2) 児童福祉法による児童福祉施設、指定療育機関等に通所、入所または入院し、その施設で就学に係る措置費または療育費給付を受けている場合。
- (3) 就学援助費の支給を受けている場合。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費を同時に受けることはできません。就学援助の方が、給食費自己負担額全額給付等手厚いです。児童扶養手当受給中や非課税世帯の方は就学援助の対象ですので就学援助の申請をされることをお勧めします。

***学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度**

区分	障害の程度
視 覚 障 害 者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は <u>著しく困難な程度</u> のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デジベル以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が <u>著しく困難なもの</u>
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても <u>歩行、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度</u> のもの 2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して <u>医療又は生活規制</u> を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して <u>生活規制</u> を必要とする程度のもの

※複数の障害があるものについては、障害が最も重いもので判断します。

支給を受けるための手続き

- ① 特別支援学級に就学している児童生徒は、特別支援学級を通じて 4 月～5 月上旬にかけて申請のご案内をしております。

***② 通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると思われる場合（*平成 25 年度～平成 30 年度までの該当者は申請可能）**

- (1) 津山市教育委員会（学校教育課 直通 TEL：32-2116）へお申し出ください。
- (2) 過去に津山市教育委員会で教育支援委員会等専門家による判断を受けていない場合は、専門家による判断を受ける必要があります。（判断につきましては、教育委員会で対応しますが、場合によっては医師の診断書等必要な書類を提出していただくことがあります。）
 [※この「専門家による判断」は、児童生徒の就学先の変更を判断するものではありません。]
- (3) 専門家の判断が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当するとの結果である場合は、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」（様式は申し出後にご案内します。）を提出していただく必要があります。

※前年度以前に該当の判定済の場合は、申請のご案内を各学校で個別にいたします。

***③ 通級指導教室に通級している児童生徒**

- (1) 公共交通機関を利用して通級している場合は、通学定期代に限り支給の対象となりますので津山市教育委員会（学校教育課 直通 TEL：32-2116）へお申し出ください。「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」（様式は申し出後に学校を通じてご案内します。）を提出していただく必要があります。

★ このご案内は、制度周知のため全ての保護者へ配付しております。

制度でわかりにくい点がありましたら、学校教育課就学事務係までお問い合わせください。

★ **就学援助制度は、給食費の自己負担額全額を給付します。**
奨励費は、給食費の自己負担額の4割程度給付します。 申請を迷われる方は、学校教育課就学事務係までご相談下さい。

津山市教育委員会
 学校教育課就学事務係
 TEL32-2116(直通)